

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名		と畜場法			法令番号		昭和 28 年法律第 114 号	
手続名		とさつ、解体業務の禁止、停止			根拠条項		第 18 条第 2 項	
処分基準		都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。 1 当該と畜業者等が、第 9 条第 2 項又は第 10 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する第 7 条第 6 項の規定に違反したとき。 2 当該と畜業者等が、第 10 条第 2 項において準用する第 8 条の規定による命令に違反したとき。 ○法第 7 条第 6 項 と畜場の管理者は、衛生管理責任者を置き、又は自ら衛生管理責任者となつたときは、その日から 15 日以内に、都道府県知事に、その衛生管理責任者の氏名又は自ら衛生管理責任者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。 ○法第 8 条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、と畜場の管理者に対し、その解任を命ずることができる。 1 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 2 前条第 2 項に規定する職務を怠つたとき。 ○法第 9 条 厚生労働大臣は、獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(次項において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。 一 と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。 二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。 2 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者(以下「と畜業者等」という。)は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。 ○法第 10 条第 2 項 第 7 条第 2 項から第 7 項までの規定及び第 8 条の規定は、作業衛生責任者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	食肉衛生検査所	交付機関	食肉衛生検査所	目次 No.		